

論文

Google マップ「ストリートビュー」の法的問題について

高田 寛

- 1 はじめに
- 2 ストリートビュー
 - (1) ストリートビューの導入
 - (2) ストリートビューの機能
 - (3) 不適切な画像の報告
- 3 ストリートビューに関するプライバシー権及び肖像権
 - (1) プライバシー権
 - (2) 肖像権
 - (3) 町田市法規制を求める意見書
 - (4) Google の見解
 - (5) 利用者の意見
- 4 ストリートビューの法的問題
 - (1) プライバシー侵害行為
 - (2) オモシロサイト
 - (3) 海外での動向
 - (4) オプト・アウト方式
- 5 結びにかえて

1 はじめに

Google は、2008年8月5日、地図表示機能である「Google マップ」に地上から見た道路の風景を表示する「ストリートビュー」(Street View)機能を追加した。ストリートビューは、自動車に搭載した360度パノラマカメラで撮影した主要都市の街路の詳細な画像情報を Google マップから閲覧できるというもので、自分が道路に立っている状態で周りの風景を360度表

示でき、道路沿いの風景を静止画像で眺めることができる無料サービスである。⁽¹⁾

Google マップ上の地図を拡大表示すると、道路から見た風景画像が表示される。また、ストリートビューに対応している地点では、人間の形をしたアイコンを地図上に移動すると道路が青く縁取られ風景画像が Google マップ上に表示される。風景画像の道路上には矢印のアイコンが表示され、アイコンをクリックすることで道路を進むことができる。また、回転や拡大表示にも対応し、道路脇の建物などを見ることができる。

ところが、町田市の「地域安全に関する意見書」、東京都杉並区の Google に対する申入れ、⁽²⁾衆議院総務委員会での質疑など、⁽³⁾このストリートビューの風景画像が、⁽⁴⁾その住人のプライバシー権や肖像権を侵害しているのではないかという問題が指摘され始めている。Google は、公道をパブリックな空間ととらえ、ストリートビューの風景画像は公道から撮影したため問題はないとの見解を出しているが、⁽⁵⁾そこには、住宅の表札まで写っており、道を歩く人や車のナンバーが映っていることもある。住人によっては、不快感を感じている人も少なくない。

プライバシー権及び肖像権は人格権であり、憲法13条の幸福追求権に基礎を置くものである。プライバシー権とは、私生活をみだりに妨害されないという法的権利である。⁽⁶⁾この問題はわが国に限ったことではない。米国では、自宅内の写真を取られた人がプライバシー権を侵害されたとして提訴した例があり、カナダでは、サービスイン直後に公開停止に追い込まれてサービスが停止した。イギリスやフランスでは、顔にぼかしを入れるなどプライバシー対策を表明したことで公開にこぎ着けたものの、大通りや観光地の街路のみ限定し、住宅街は撮影の対象としていない。このように、ストリートビューに対する各国の取り組みには違いがある。

本稿では、最初に、Google のストリートビューの機能について概観し

(2)、次いで、ストリートビューに関するプライバシー権及び肖像権についての整理を行い(3)、最後に、海外での動向を踏まえながらストリートビュー及びGoogleのビジネス上の法的問題について若干検証を加えたい(4)。

2 ストリートビュー

(1) ストリートビューの導入

米Googleは、2007年5月30日、カリフォルニア州サンノゼで開かれていた「Where 2.0」会議で、Googleマップに2つの新機能を追加したことを発表した。この2つとは、地上から見た道路の風景を表示できる「ストリートビュー」機能と、Googleマップにマッシュアップを追加できる「マップレット」機能である。ただし、このストリートビューの利用できる地域は当初、サンフランシスコのベイエリア、ニューヨーク、ラスベガス、デンバー、マイアミの米国内5地域に限られていたが、その後、利用できる地域を徐々に増やしている。⁽⁷⁾

わが国では、米国より約1年遅く2008年8月5日に、Googleは「Googleマップ」に地上から見た道路の風景を表示する「ストリートビュー」機能を追加し公開した。利用できる地域は、札幌、小樽、函館、仙台、東京、さいたま、千葉、横浜、鎌倉、京都、大阪、神戸の12都市で、Googleは、今後サービスの拡大を目指している。⁽⁸⁾ また、2008年9月からは、携帯のアプリ(Google Map Mobile)がストリートビューに対応し、携帯からもストリートビューがアクセスできるようになった。Google EarthおよびGoogle Mapsチームの公式ブログによれば、2008年8月には、日本とオーストラリアで対応を開始したとしている。⁽⁹⁾

わが国でのストリートビューの風景画像は、屋根に360度撮影できるパノラマカメラを据え付けた自動車を走らせて撮影したものである。カメラの高

さは地上2.5メートルほどあり、人の目線より高いため、民家の塀の中が見えてしまうこともあって、住人のプライバシー権の侵害が指摘されている⁽¹⁰⁾。この問題は、世界各国で提起されており、例えば米国では、自宅内の写真を撮られた人が、プライバシーを侵害されたとしてプライバシー権侵害訴訟を起こしている。

(2) ストリートビューの機能

ストリートビューは、自分が道路に立っている状態で風景を360度表示できる機能であり、Google マップ上の地図を拡大表示すると、道路から見た風景画像が表示される。ストリートビューに対応している地点では、人間の形をしたアイコンを地図上に移動すると風景画像がGoogle マップ上に表示される。また、マウスドラッグすると、その場所で360度回転することが可能である。風景画像の道路には矢印のアイコンが表示され、アイコンをクリックすることで道路を進むことができる。また、回転や拡大表示にも対応し、公道から見られる道路脇の建物や街路風景を見ることができる⁽¹¹⁾。なお、画像は拡大可能であるため、街頭にあるレストランの看板や駐車場の料金、交通標識などを十分識別することができる。

ストリートビューの目的は、利用者によって異なるであろうが、ストリートビューのできることは、①写真を自在に動かして、バーチャル散歩を体験する、②都市の景観、ランドマーク、観光地を探索すること、③お店やレストランなどを探索する、等であり、現時点での利用者の主たる目的は娯楽であるといえる⁽¹²⁾。しかし、待ち合わせ場所の確認などの実質的な用途にも利用可能である。さらには、不動産関係ビジネスへの活用、地域コミュニティーへの活用、商店街の広告宣伝等の活用が考えられる。

(3) 不適切な画像の報告

Google のストリートビューは、Google マップの一つの機能で、通りから見た街の景観を360度見渡せ、ある特定の場所を探したり、確認するのに便利な機能である。しかし、表示される画像の中には、公開に適さないと感じられるものが含まれている可能性がある。そのため、Google は、不適切、慎重に扱うべきと思われる画像を、利用者が簡単に報告できるツールを提供している⁽¹³⁾。

例えば、ストリートビューの吹き出しの「ストリートビューヘルプ」をクリックして、「不適切な画像を報告する」をクリックする。フォームに必要な事項を記入後、送信する。不適切な画像は、ヌード、本人が掲載を希望しない自分の画像、場所の特定などが含まれる。報告された画像は、Google が、確認・検討を行い、好ましくない画像は削除するとしている。

実際に、路上での男女の高校生同士のキスシーンが撮影され、一時ストリートビュー上に公開されたが、好ましくない画像として報告され削除された。しかしながら、いったん公開されたこの画像は、興味本位のオモシロサイトに無断複製され、依然として別のサイトで公開されているという事例もあり、このように不適切な画像の報告によるオプト・アウト方式による削除⁽¹⁴⁾だけでは、十分な対応ができていないのが現状である。

3 ストリートビューに関するプライバシー権及び肖像権

(1) プライバシー権

Google は、公道をパブリックな空間ととらえ、ストリートビューの画像を「公道から撮影したため問題はないはず」という見解を示しているが、顔認識技術⁽¹⁵⁾で人の顔にぼかしを入れたり、車のナンバーは写さないようにするといった配慮をしているほか、不適切な写真が公開されている場合に、利用者がネット経由で通報する仕組みも備え、プライバシー権侵害に配慮している。しかし、実際には私道から撮影した画像があるという指摘があるほか、

「自分の家が写っていて気持ちが悪い」「空き巣やテロに悪用されるのでは」といった利用者の懸念も多い。

プライバシーという言葉は、一般によく用いられ、また訴訟上も頻繁に権利として主張されているにも拘らず、プライバシー権概念につき、判例も学説も見解が多岐に渡っており、未だに見解が定まっているとは言いがたい。むしろ、定まった見解がない故に、皆が便利に使っているという側面もある⁽¹⁶⁾。一方、名誉毀損は、時の権力に対する批判の抑圧を目的とした古い歴史を持ち、人権思想から変容を迫られ、個人の名誉権を保護するものになってきており、判例上ははっきりと概念が確立されている。しかし、プライバシー権はそのような歴史的背景を持たず、みだりに私生活を他人に見られたくないという人の不快感を基礎とする人格権であるということができる。

プライバシー権が主張されたのは、ウォーレン・ブランダイスによるハーバードローレビューの「The Right of Privacy」が最初であると言われて⁽¹⁷⁾いる。この論文では、新聞雑誌が扇情的なゴシップを追いかける風潮に対して個人を保護する権利が必要として、不法行為に対する保護法益をプライバシー権として主張された。その後、プロッセラーがアメリカの判例を分析し、判例法上プライバシー権を4つの類型に分類している。これらの類型とは、①私生活への進入、②私事の公開、③誤認を生ずる表現、④私事の営利的利用、である⁽¹⁸⁾。Googleのストリートビューのプライバシー権侵害は、住宅地及び人の肖像の公開であるので、①の私生活への進入及び②の私事の公開に該当する可能性があるであろう。

わが国では、プライバシー権を保護する特定の法令は存在しないが、憲法13条の幸福追求権に法的な解釈の基礎を置くと考えられている。しかし、最近では、現代の積極国家化と技術の進歩により、行政や企業が膨大な情報を収集・保有・利用するシステムを構築している状態がプライバシーに対する脅威であるとする情報コントロール権説⁽¹⁹⁾が有力となっている⁽²⁰⁾。これは、まさ

しく Google のような巨大なグローバル企業が、国境を越えて情報を収集・保有・利用するビジネスにおけるプライバシー権に対する新たな脅威ともいえるであろう。

ただし、情報コントロール権説に基づくコントロールすべき情報は、人に関するあらゆる情報がプライバシー権の対象となるのではなく、人の精神過程や内部的な身体状況等にかかわる高度にコンフィデンシャルな性質の情報（プライバシー固有情報）に限られるというのが原則である。しかし、個々の情報それ自体センシティブ性の低いものと思われるものであっても、それが集積され効率的利用の対象とされるとき、個人の生活様式を裸にし、道徳的自律の存在としての個人を脅かす契機をはらんでいることから、この種のセンシティブ性の低い情報（プライバシー外延情報）も一定の場合にはプライバシーの権利の保護の対象にもなる。⁽²¹⁾

この情報コントロール権説に立てば、ストリートビューで問題となる画像に関して、プライバシー固有情報よりもプライバシー外延情報としてコントロールされる権利の侵害があるかどうか問われることになり、その範囲の基準をどこに置くかが議論すべき問題であろう。

（２）肖像権

ストリートビューのプライバシー権の問題は、住宅や自動車等の画像もさることながら、被写体人が人であると肖像権侵害の可能性が出てくる。肖像権に対する裁判所の判断は近時徐々に厳しくなっており、デジタル画像の普及がその背景にある。肖像権とは、人がみだりに他人から写真をとられたり、とられた写真がみだりに公表、利用されることのないよう対外的に主張しうる権利であり、人格権のひとつである。⁽²²⁾ なお、肖像権もプライバシー権の一部であり、東京地裁は「何人もみだりに自己の容貌や姿態を撮影されず、撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益は、プライバシー権

(肖像)として法的に保護される。」⁽²³⁾とした。また、同裁判所は、「これらの写真は、私生活上の事実であって、一般人の感受性を規準として他人への公開を欲しない事柄であり、これが一般にまだ知られておらず、かつ、その公表により……原告らが不快、不安の念を覚えたことが認められるから、……プライバシー権(肖像)の侵害に当たる。」としている。この説明によれば、肖像でなくとも一般にこの要件に該当すれば、住宅画像等であってもプライバシー権の侵害になりうる議論の余地を残していると考えられる。

もともと、肖像権は公法上の問題として捉えられていたが、平成17年11月10日の最高裁判例で、私法上の権利としての肖像権が認められるに至った。すなわち、最高裁は「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護される人格的利益を有する。」「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当である。」⁽²⁴⁾とした。ただし、最高裁は、この権利を「肖像権」と呼ぶことを留保している。このほか、下級審では、明確に肖像権と呼んでいないものの、実質的に私法上の肖像権を認めた例が多くある。⁽²⁵⁾

なお、肖像権の保護は「撮影」と「公表」の双方に及ぶが、一般に次の3類型に分かれると解されている。すなわち、①みだりに撮影されない権利、②撮影された写真、作成された肖像を利用されない権利、③肖像の利用に対する本人の財産的利益を保護する権利、⁽²⁶⁾である。Googleのストリートビューは、このうち、①「撮影」と②「公表」に該当する。

なお、Googleは、人の顔にぼかしを機械的に入れて、人物の特定を困難にしているため、プライバシー権、肖像権の侵害はないとしているが、その被写体である人物は、事前の承諾も得ずに無断でGoogleにより撮影されたものであり、たとえ顔にぼかしを入れたとしても、近所の住宅状況や服装、体つき、ヘアスタイルから人物を特定することは容易な場合が多く、顔にぼかしが入ったとしても肖像権侵害の疑問から免れるものではないであろう。

ただし、肖像権侵害かどうかの判断基準は、本人が通常公開を欲しないであろうと思われる程度であり、不快、羞恥等の精神的苦痛を伴うかどうかが問題となる。

次に、被写体が自然人ではなく住宅などのような物を撮影しその写真を公開することは自由になし得るかという問題が残る。物自身が何らかの権利を有することはないので、物の所有者、つまり住人との関係が問題となる。すなわち、他人の所有物を撮影し公表することは当該物の所有者の許諾を得る必要があるかが問題となる。

これに対し、わが国では、東京地裁及びその控訴審である東京高裁は、気球の撮影による第三者の使用収益の権利を否定した例があるが、これはいずれも物の所有権に基づく第三者の使用収益の権利を否定したものである。⁽²⁷⁾ 類似の裁判例としては、尾長鶏絵葉書事件⁽²⁸⁾などがある。

しかし、これらはいずれも第三者の使用収益についての否定であり、Googleのストリートビューのように、無料で一般に公開しているケースとは異なる。つまり、過去に訴訟になったケースは、物の所有権に基づく使用・収益をする権利（財産権）を侵害されたとして提訴された場合が多く、単に所有物を撮影し一般に公開しただけで、そこに財産権の侵害がない場合には、その物が所有者にとって、住宅のように私生活と直接関係の深いもので、それをみだりに撮影・公開されたことへの不快感に基づくプライバシー権侵害と見るべきであろう。

(3) 町田市の法規制を求める意見書

ストリートビューが、わが国で公開されてから2ヶ月後の2008年10月9日、早くも、東京都町田市議会は、Googleのストリートビューなど地図情報と写真を組合せ、その地域の画像を誰でも閲覧できるネットサービスについて、現状把握や事業者に対する指導及び法規制の検討を求める「地域安全に関す

る意見書」を賛成多数で採択し、政府や関係機関に提出した。

当意見書では、①住宅街の画像については、公開の適否について国民に意見を聞いた上で、事業者に対して指導する、②個人や自宅などを無許可で撮影し、無断で公開する行為を都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えることへの検討、③必要に応じて法整備を行う、ことを国に求めている。また、ストリートビューのようなサービスについて、国に寄せられた意見の実態調査などの現状把握や、ネットを利用しない国民への広報活動も要請した。

当意見書は、ストリートビューの画像について「被写体となる地域や個人への事前告知も撮影告知も公開許可願もなくネット上に公開された。」とし、Googleが事前の告知をせずに民家などを撮影し、画像を無断で公開していると指摘している。また、Googleが「人の顔は顔認識技術でぼかしている。」と説明しているにもかかわらず、「人の顔が判別できるものや、車のナンバー、表札の文字が読み取れるものも少なくない。」としている。

ストリートビューの不適切な画像についても、Googleは、「利用者が申し出れば、Googleは画像の削除に応じる。」としているが、当意見書では「そもそもインターネットを利用しない人に対し、自宅などが世界に公開されている現状が十分に行き渡っていない。」と問題点を指摘している。プライバシー上や防犯上の問題もあるとしており、「便利なものは悪用するものにとっても便利なのである。」と懸念を示している。「見知らぬ土地を訪問する際や待ち合わせに便利」とメリットも紹介しながら、「空き巣や振り込め詐欺等など犯罪に悪用される危険性、児童生徒の通学路や教育施設などに防犯上の不安を生む。」⁽²⁹⁾という意見を紹介している。

当意見書で求める事項は、以下の5点である。⁽³⁰⁾

- ①当該サービスにつき国に寄せられた意見の実態調査をはじめ、現状把握に努めること。
- ②インターネットを利用しない国民に、必要な広報活動を行うこと。

- ③住居専用地域の公開の適否につき、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと。
- ④個人や自宅等を無許可で撮影し、無断で公開する行為につき、都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えることを検討すること。
- ⑤必要に応じて法整備を行うこと。

(4) Google の見解

2008年9月29日、Google は、報道関係者向けの定例会見を開催し、米国本社の General Counsel で法務担当 Vice President を務める Kent Walker 氏が、Google のプライバシー権に対する考え方について説明した。

ストリートビューのプライバシー権侵害については、多くの問題点が指摘されているが、Google は公道をパブリックな空間ととらえ、ストリートビューの写真は「公道から撮影したため問題ないはず。」⁽³¹⁾としている。しかし、実際には、プライバシー権や肖像権の侵害が指摘されてきた。Walker 氏の説明もほとんどがプライバシー権の問題に関する内容となった。

Walker 氏はストリートビューについて「世界各地にはいろんな文化があり、皆様の危惧もあるかと思う。」として、米国以外でサービスを展開するにあたっては技術的な対応を行ったと説明した。また、「既存の法規制に合わない新サービスには法的リスクやクレームがつきものだが、Google は世界中の法律や文化を尊重している。」と説明した。

Google は、画像認識技術を使って人の顔と車のナンバーにぼかしが自動的にかかるような仕組みを取り入れたが、「Google は社会的な問題を、技術で解決しようとしている。」と強調しつつも「技術は必ずしも完璧ではない。」として、問題のある画像については利用者からの通知によって削除する形で、利用者にコントロールを委ねていると語った。また、「サービスを展開するにあたっては、法規制やそれぞれの国の持つ文化というものを、き

ちんとを考えながら対応していく。サービスが利用者にとって良いものであれば、解決策は見つけられるはず。」として、日本のユーザーからの意見を取り入れていきたいと語った。

質疑応答でも、記者らの質問はストリートビューについて集中した。勝手に撮影されることに反発を感じるユーザーのために、車に撮影中であることがわかるような表示をするといった対処は取れないのかという質問には、「通知方法については検討中だが、通知を受けて画像を削除する体制を整えておく方が重要だと考えている。撮影中にユーザーが家にいるとは限らない。」と答えた。また、新しいサービスについては、「リスクやクレームは付きものだが、それらがすべて事前にわかるわけでもない。」と説明し、「100年前に航空機が飛び始めた際には、住宅の上を飛ぶことが不法侵入にあたるのかということが問題になったが、ルートの下にある家からすべて許可を貰うということは現実的ではないとして考え直された。」という例を挙げ、「我々は現在ユーザーにコントロールを渡すという方法をとっているが、新しい技術を導入する方法としては、何がベストかということを常に考えている。」とコメントした。

さらに、実際に削除依頼を行ったが、依頼を受け取ったという通知が来ないのはなぜかという質問には、「依頼に対してはなるべく迅速に対応する方針で、削除依頼を受け取ったという通知は行っているが、届いていなかったとすれば申し訳なく、改善していく。」と説明した。また「インターネットのサービスは、運用しながら調整していけるところが良い点であり、今後対応を改善していく。」と述べた。

ストリートビューで、画像にぼかしを入れる処理の対象となるものについては、「現時点では車のナンバープレートと人の顔だけで、日本では表札についても意見を貰っているが、現在検討中だ。」と説明した。また、公道からしか撮影していないと説明しているが、私道に入って撮影している例もあ

り、そうしたルールはどのように撮影車や運転者に伝えられているのかという質問には、「事前に運転手は Google のトレーニングを受けるが、公道と私道の区別がつかない場合もある。そうした情報はぜひユーザーにも寄せていただきたい。こちらのミスがあった場所については対応していく。」と答えた。

また、日本ではストリートビューの撮影に使用しているカメラの位置が高すぎるのではないかという問いには、「カメラの位置を下げると、逆に歩いている人を写してしまうリスクが高まる。ユーザーからのフィードバックを受け止め、どのような形が日本ではベストかということを検討している。」と説明した。

インターネットを利用しておらず、ストリートビューの存在を知らないような人の権利についてはどのように考えているのかという質問には、「知人や近所の人などが代理で依頼する方法があるが、電話でも削除依頼を受け付けている。」と説明した。しかし、実際にはストリートビューのページには現時点では受付の電話番号は見あらず、ユーザーにも電話で削除依頼を受け付けていることは説明されていない。

Google が今後ユーザーの意見を取り入れていくと言っているが、そうした体制が整っているのかという問いには、「Google はこの10年で急速に成長した会社で、システムの多くはオンラインでセルフサービスという形を取らざるを得ない。」としながらも、「今後はカスタマーサービスについて改善を進めていく。」と説明した。また、「ストリートビューの削除依頼の電話対応については、現在はグーグルの代表番号で受け付けており、そこから担当の部署につながるようになってきているが、そうした点も今後改善していきたい。」と説明した。⁽³²⁾

Walker 氏の「法務的に問題ないと判断した上でサービスを始めているが、既存の法規制にあわない新しいサービスにはいろいろなクレームが付くもの。

すべてを事前に想定できるわけではない。」との言葉からもわかるように、Googleはストリートビューに関する住民のプライバシー権の侵害はないとしながらも、各国の法律や文化を尊重し、不適切な画像を利用者の要求に応じて削除する方法により訴訟リスクを最小化しようと試みているように見える。

(4) 利用者の意見

2008年8月27日、Googleのストリートビューが、プライバシーや肖像権を侵害しているのではないかという問題に対し、インターネット先進ユーザーの会(MIAU)がストリートビューを考えるシンポジウムを開き、問題点を話し合った⁽³³⁾。

モデレーターが、会場に集まった50人ほどに対してストリートビューへの賛否を尋ねたところ、半数以上が「賛成」(あっていい、問題ない)と答えた。このように、Googleストリートビューに対して好意的な意見が多い。パネリストの間では意見が分かれたが、明確に反対したのは1人だけであった。以下、同シンポジウムでの利用者の代表的な意見を挙げておこう⁽³⁴⁾。

- ① 法律や社会合意を含めて詰めた上で、慎重に始めるべきだった。
- ② 中立的に法律論を考える。良し悪しの評価はしない。
- ③ 営利企業が住宅街の路地まで入り込み、インターネットを使わないような人の家まで撮りに行っているのが嫌。
- ④ ネットは自由であるべきだと思うが、自覚的に参加していくことが大切。個人の生活地をカメラが網羅するのはネットの自由とは逆だ。住所が知られることが、家の写真が見られるということにつながり、住所録の意味も変わってくる。『嫌』『気持ち悪い』という人の気持ちを大事にして欲しい。
- ⑤ 結構面白いし、明確に違法ではないだろう。明確なデメリットも今一

つ見えない。社会的なコストを強いる技術は規制の対象となるべきであろうが、そうでなければ試してもいい。

- ⑥ ベンツがあるような高級住宅街がひと目で分かり、空き巣に狙われる。
- ⑦ テロの下見に悪用される。
- ⑧ デメリットも明確ではないが、メリットもあまり見えない。
- ⑨ メリットとして、初めての場所に行く時下見しておけば道に迷わない。
- ⑩ 広告プラットフォームとして魅力的。
- ⑪ 「このサービスでこんなにいいことがある」というのは見えない。技術者にはそういう予測があるかもしれないが、一般の人にそれが見えないのがコンセンサスを生む際の障害になる。
- ⑫ ストリートビューが社会的・法律的に受け入れられるかどうかについては、まだコンセンサスがなない。
- ⑬ 根拠なしに人の家を盗撮するのは社会的にも法律的にもアウトだが、犯罪行為を行っている人を見つけて証拠保全するための撮影はOK—という基準になっている。だがストリートビューは機械的に撮っており悪意はない。何の意図もないものについて、どうするかコンセンサスは、おそらくない。
- ⑭ 民事訴訟法でどうなるかは、撮影されることによる被る不利益と、撮影によって起きることの比較考量で決まる。
- ⑮ ストリートビューの写真は絶対秘密の情報ではないだろうし、誰でも公開していい情報かという、そうでもないだろう。「新カテゴリー」なのかもしれない。
- ⑯ 公道から見えるからいいであろうで済ますのではなく、法律や社会合意を含めて詰めていくべき。
- ⑰ 写真週刊誌の記事がプライバシー侵害で問題になることもあるが、一定の主観的な編集方針が問題になることが多く、ストリートビューは無

機質に全部とらえるという点で異なる。

- ⑱ Google は、撮影者の車高を低くするなど、できる工夫もしていない。気配りの違いは、企業としての経営判断の違い。ストリートビューに関してネガティブな話題が中心になったのであれば、Google は経営判断に失敗したのだろう。
- ⑲ この20年でプライバシー意識が変わった。昔の人はタウンページに名前を載せていたし、通販業者は名簿を打っていた。当時名簿を売るということは、当時は違法視されていなかったが、今やると問題だ。

このように、全面的ストリートビューの存在を否定する意見はほとんどないものの、プライバシー権侵害に対する懸念と Google のやり方に批判的な意見が見られた。

また、ネット調査会社のアイシェアが2008年8月、20～40歳代を中心とするネットユーザー（有効回答376人）に聞いたところ、ストリートビューの存在は70.2%が「知っている」、認知者の65.9%が「利用した」と回答した。「旅先や訪問先の下見」のほか、「居ながらにその場所を訪れた気分になる」など娯楽的な利用が目立った。一方、67.6%が「プライバシー侵害の不安」、58.0%が「(道路や建物が特定されるため) 犯罪に使われないか不安」と訴えた。⁽³⁵⁾

また、ビジネスマンの問題意識（仕事・社会）調査では、まず、『Google ストリートビュー』の利用経験を聞いたところ、「よく見ている」は5%、「時々見ている」が30%で、「見たことがある」までをあわせたストリートビュー経験者は80%を超えていた。「あなたはストリートビューを見たことがありますか。」という質問に対し、よく見ている（5.2%）、時々見ている（29.5%）、見たことがある（48.2%）、知っているが見たことはない（12.4%）、知らない（4.7%）という結果であった。

Google ストリートビューを見たことがある人に、どこを見たかを聞いたところ、すでに「行ったことがある場所を見た」(92%)が、これまで「行ったことがない場所を見た」(50%)を上回った。また、利用頻度が高い人のほうが「行ったことがない場所を見た」率が高くなっており、まず「行ったことがある場所」を見て、リピート利用する中で「行ったことがない場所」も見る傾向にある。具体的な場所としては、「自宅周辺」が70%弱で最も多く、続いて「知り合いの家の周辺」(42%)、「職場の周辺」(39%)であった。「観光地」(30%)、「食事や買い物などのためのお店周辺」(28%)、「仕事の取引先、訪問先の周辺」(23%)は20%を超え、「わかりにくい入り口の飲み屋など、待ち合わせ場所を知らせるのに便利」(40代後半/男性)、「不動産物件の下調べ等に良い」(30代後半/女性)、「建築関係の仕事で、最初のオファーがあった時点で現場の周辺や環境を把握し、即座に初期対応出来る即応性のツールになり得るかも」(50代前半/男性)など、知っている場所の画像確認にとどまらない様々な使い方も数多く挙げられた⁽³⁶⁾。

このように、ストリートビューの利用率は高く、その存在意義を感じながらも、プライバシー権及び肖像権の侵害の不安・懸念が残っている結果となった。

4 ストリートビューの法的問題

(1) プライバシー権侵害行為

ストリートビューのプライバシー権侵害を議論するには、情報コントロール説に立った議論が有効ではないかと思われる。なぜなら、現代のような高度情報化の時代を向かえ、政府や企業も、大量の情報を収集・管理・利用できる環境の中で個人のプライバシー権を容易に侵害する状況に対応する何らかの歯止めを考慮せざるを得ない時代となったからである。その点、Googleは大量の情報を収集・管理・利用する大企業であり、それを基に新たな

ビジネスへ向けて世界戦略を展開していると思われるので、その情報管理・活用の仕方が問われる。

情報コントロール説によれば、コントロールすべき情報はセンシティブな「プライバシー固有情報」が基本であるが、場合によっては、センシティブ性の低い「プライバシー外延情報」もその対象となるとしている。その範囲は、道徳的自立の存在としての個人の生活様式を危うくするような形での収集・使用・提供は制限されるべきものとしている⁽³⁷⁾。

Googleは公道から見える撮影だとして、プライバシー権や肖像権を否定しているが、公道から見えるからといって、肖像権やプライバシー権が放棄されたとはいえない。また、プライバシーは国によって考えが異なり、公道なら問題ないとする米国の考え方は、プライバシー権侵害行為を余りにも短絡的に捉え過ぎていると思われる。

例えば、ラブホテルに入ろうとするカップルは、他人に見られたくないだろう。その画像を削除しない限り、画像処理によって権利の侵害が免責されるとも限らない。公道から見えるからといって、あらゆるものを網羅的、無差別かつ広範囲に撮影し、ネット上に無料公開し、不特定多数の閲覧に供することは、プライバシー権侵害のおそれが強い行為と評価できるのではないだろうか。

また、撮影されたものについて画像処理を行い個人が特定できないようにしているとしても、撮影された場所や撮影状況から、一定の人にとって個人が特定できるのであれば、プライバシー権侵害となりうる。さらに、Googleが、不適切な画像を削除しているとしても、公表から削除までにはある一定の時間が経過し、その間にその画像がコピーされ別のサイトに掲載されるという問題も起こりうる。

住宅の風景画像の場合、確かにその場所に行けば、その住宅を実際に見ることはできる。しかしながら、ストリートビューのように、ある特定時間の

撮影した画像とはいえ、その場に出かけるコストと時間をかけないで、全世界から容易に住宅画像が見られることの公表性及び利便性に大きな違いがある。また、その公表が継続的に続くことも問題であり、社会的な影響の大きさを考慮すべきであろう。

例えば、小学生のクラス名簿で住所を検索すれば、容易に「あの子はこんな家に住んでいる。」とわかってしまう。ここに、道徳的自律の存在としての個人の生活様式を危うくする可能性を否定することはできない。また、公表されて不快に思うという人間の精神上の問題だけでなく、この公表が引き金となり新たな「いじめ」や犯罪を誘発するおそれも懸念される。ストリートビューの Google チームは地図業者に近いが、個人情報保護法で地図業者は一般企業より厳しい基準が課せられている。同様の基準で考えていくべきだろう。

(2) オモシロサイト

あるブログのサイトでは、ストリートビューの面白い画像を集めて掲載している。例えば、女子に殴られる男の子の画像がストリートビューに公開されたが、不適切な画像であるとして削除された。しかし、依然としてオモシロサイトとして公開されている。但し、掲載は画像だけであり、場所と個人までは特定できないように処理が施されているものが多い。

男女の高校生同士が路上で仲むつまじくキスをしている画像もストリートビューに公開されたが、これも不適切な画像であるとして削除された。しかし、この画像は、ストリートビューへの掲載から削除までの時間内にオモシロサイトにコピーされ、依然公開されている。しかし、顔などから個人を特定できないような処理が施されている。ただし、高校の制服の柄などから本人を知っている者から見れば、ある程度、個人を特定することができ、それが噂となって流れる可能性も否定できない。また、これらの画像も掲載に問

題があるとされた場合には、管理人に連絡する旨のメッセージがあるので、比較的良心的なサイトといえるが、このようなものばかりではないであろう。⁽³⁸⁾

このような事情があるにも拘らず、Googleは、問題がある画像については報告して欲しいと呼びかけている。しかし、オモシロサイトのように、公表から削除までの間に画像がコピーされ、別のサイトで閲覧が可能となる場合もあり、事後に報告があれば迅速に削除措置を行うからといって、肖像権やプライバシー権の侵害を免責されるべきものではなく、また、時間をさかのぼって治癒されるものではない。つまり、Googleの事後での報告による削除行為は、このサービスの本質的な問題を解消するものではないと言える。

(2) 海外での動向

米国では、ストリートビューについて訴訟が起きている。ペンシルベニア州ピッツバーグの夫妻が2008年4月4日、ストリートビューに自宅に居る模様を顔写真入りで自宅の画像が公開されているのはプライバシーの侵害であるとして、Googleを相手取って訴訟を起こした。⁽³⁹⁾

夫妻は「私道」と明示された行き止まりの道沿いに住んでおり、Googleは安住とプライバシー権を意図的に著しく侵害したと主張している。訴状によれば、夫妻はオークリッジ通り沿いの住宅を、2006年の年末、かなりの額を費やして購入したが、この家の購入を決断した主な動機はプライバシーの確保であったとしている。

しかし2007年10月、ピッツバーグがストリートビューの対象区域に追加され、「個人的な情報が公の知るところとなり」、「精神的被害」を受けるとともに、家の資産価値（ポーリング夫妻の購入額は16万3千ドル）が下がったと主張した。夫妻は損害額として2万5千ドルを要求し、裁判所からGoogleに自宅の画像を削除するよう命令するよう求めている。ただし、現在は夫妻の住宅は削除されている。⁽⁴⁰⁾

これに対し Google は、「現代社会にプライバシーなどは存在しない。」とする反論を行った。裁判の中で Google は、「衛星技術の進歩を受けて、現代では砂漠の真ん中に居たとしても完全なプライバシーなどは存在しない。」と述べ、ストリートビューの機能はプライバシー侵害だとした原告らの主張⁽⁴¹⁾に対して反論を行った。

また、Google の広報担当は本訴訟について、何のメリットもないとしている。「問題の解決に、訴訟という手段が用いられたのは残念だ。ユーザーが画像の削除方法や、申請を促進する使いやすいプロセスを知ることができるよう、YouTube の動画などを通して、目に見えるツールを提供している。」と広報担当は述べた。(補注：2009年2月17日、同裁判所は訴訟を棄却した。)

本訴訟を最初に報じたサイトの The Smoking Gun では、夫妻が訴訟を起こすことで、皮肉にも、より世間の注目を集めるようになってしまったと述べている。さらに The Smoking Gun は、アレゲーニー郡の資産評価担当⁽⁴²⁾のサイトに夫妻の写真が掲載されていると報じている。

EU でも、ストリートビューのプライバシー権侵害の懸念が表明されている。2008年5月16日、EU のデータ保護機関が、「Google のストリートビューがヨーロッパでも提供されることになれば、問題になるかもしれない。」との見解を表明した。EU のデータ保護スーパーバイザー Peter Hustinx 氏は、年次報告書発表の席で、「ところ構わず写真を撮るという行為は、確かに問題になるだろう。」と述べたという。Hustinx 氏はまた、Google が法規制に遵守できると期待しているとも述べた。実際、Google は、このプライバシー懸念の声に対応すべく、ストリートビューに映った人物の顔をぼかす技術のテストを開始し、現在は実用化されている。

また、パリ、ミラノ、ローマなどの都市で、カメラを搭載した Street View の撮影車が目撃されている。しかし、これまでのところ運転手の目線

の高さから世界の都市の様子を表示するという同サービスの対象は米国のみとなっている。⁽⁴⁴⁾

この他、カナダでは「個人情報保護および電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act : PIPEDA)⁽⁴⁵⁾」に抵触するおそれがあるとし、行政の中止命令が出され、サービスイン直後に公開停止に追い込まれてサービスが停止した。

ストリートビューは、オーストラリア、フランス、イタリアでも公開されているが、フランスとイタリアはプライバシー保護の観点から、公開しているのは両国を通過する人気の自転車競技「ツール・ド・フランス」のルートに限っており、一般の住宅地などは公開していない。⁽⁴⁶⁾ イギリスやフランスでは、顔にぼかしを入れるなどプライバシー対策を表明したことで公開にこぎ着けたものの、フランスでは、大通りや観光地のみ限定し、住宅街には入り込めない。⁽⁴⁷⁾ このように、プライバシー権に対する考え方の違いにより各国で対応が異なっている。

(3) オプト・アウト方式

Google のストリートビューは、事前の許諾を得ることなく、風景画像を撮影・公開した上で、もし何らかの不都合な画像があれば、Google に報告し削除を求めるというやり方で、何のクレームもなければ黙示の許諾があったものとみなすという方式に立脚している。この黙示の許諾論の理論構成は、ストリートビューに限らず、Google ブックサーチのオプト・アウト方式に共通している。

オプト・アウト方式とは、A の B に対するある行為については原則自由であるが、もし、これを禁止したい B がいれば、その B は「ノー」と言え、という手順である。一方、オプト・イン方式とは、A の B に対するある行為については原則禁止であるが、もし B にその例外を認めて欲しい A がい

れば、その A は前もって言え、という手順である。例えば、著作権法は、米国法にせよベルヌ条約にせよ、オプト・イン方式を原則とするので、オプト・アウト方式を認める余地はない。⁽⁴⁸⁾

オプト・アウト方式を正当化するためには、新たな規範を持ち出さなければならない。考えられるのは経済的合理性であり、この論点としてはオプト・イン方式のサーチ・コストと、オプト・アウト方式のモニタリング・コストを比較するという案もある。しかし、この考え方は経済合理性に立脚しているので、プライバシー権や肖像権のような人格権を議論するにはそぐわない。プライバシー権や肖像権というセンシティブな問題に抵触することが予め予想がつくにも拘らず、事前に何の通知もせず、ほとんど盗撮に近い形で撮影しネット上に公開する行為は、非難されるべきものと感ずる人も多い。

また、オプト・アウト方式では、利用者はいちいちストリートビューの自宅近くの画像を確認しなくてはならず、問題のある画像の場合も、いちいち Google に報告するという時間と労力がかかる。オプト・イン方式では、これらの利用者の労力は事前の許諾だけでよく、これらの負担は事業者が負うべきものである。オプト・アウト方式は、Google は一切これらの負担をせず、利用者の負担を転嫁させていることにはなるまいか。さらに、利用者は、問題となる画像を見つけるには、自宅周辺だけでなく外出先をもチェックする必要がある。

なお、今までから、地図と連動したユーザー投稿型の写真サイトなど、ストリートビューと似た機能を持つサービスは少なくない。しかし、Google ほどの社会的な影響力を持つ企業が運営しておらず、撮影者が利用者自身である、という点で異なり、これまであまり議論されてこなかった。ストリートビューに似たサービスは日本にもすでにあり、その中でも「ロケーションビュー」が代表例である。ここでは、開設してから今まで苦情は 1 件もないという。人の顔や車のナンバーを自動認識技術でぼかしている Google と異

なり、ロケーションビューでは目視で削除している。⁽⁴⁹⁾ Google も、メディア企業としてより高い倫理観が求められてしかるべきであろう。

5 結びにかえて

シンポジウムや各種のアンケート調査から、ストリートビューを好意的に受け止める人が半数以上いるが、反面、プライバシー権及び肖像権の侵害の懸念は根強く残っていることがわかる。これは、Google がこれらの懸念を十分に払拭しないままストリートビューの公開に踏み切ったことが原因だが、一方で、わが国にプライバシー権の概念が十分に定まっておらず、国人のプライバシー権に対する考え方だけでなく判例も学説も見解が多岐にわたっており、プライバシー権の射程範囲が定まっていないことも原因であろう。

その中でも、ストリートビューに関しては、Google が巨大企業として大量の情報を収集・管理し利用できる力を持っていることを鑑みるならば、情報コントロール説に基づいた議論の展開が有効であり、プライバシー外延情報の範囲を定めていく作業が必要となろう。しかし、プライバシー権を侵害されたかどうかの判断は、人の内面的な精神作用によるものなので、画一的に取り扱うことは極めて難しい。

Google が、不適切な画像を利用者からの通報を受け、それを削除するということは、道義的かつ倫理的に当然のことであり、それを行っているからといって、すべてのプライバシー権及び肖像権の侵害から免責されることはない。少なくとも、プライバシー権の外延が定まらないわが国のストリートビューの公開に当たっては、フランスのように住宅地は除く程度の考慮は必要であったろう。

一方で、わが国にはプライバシー権に関する法律は整備されていない。プライバシー権は、国民の考え方や文化に大きく関係するものであり、ストリートビューのような、他人の住宅地までもパノラマで見られるという社会的

影響の大きい画像の公開には、住人のプライバシーの確保を考慮した法整備が必要ではないだろうか。Google を道義的に非難することは容易だが、法整備により一定のプライバシーの確保を図る必要があるであろう。

個人のプライバシー権及び肖像権の侵害を避けるためには、表現の自由や情報の取扱いの原則を尊重しつつ、公表してもよいものと、公の行き過ぎた好奇心から保護されねばならないものとの間で、正当なバランスを取ることが重要であり、法整備では、プライバシー外延情報を一定の範囲で定めておく必要があると思われる。また、プライバシー権の侵害を事前に防御するための事業者に対する措置や制限、及びプライバシー侵害行為があった場合の対処方法などを明確に取り決める必要があるのではないだろうか。

また、国民の側からすれば、Google のような巨大企業が大量の情報を収集・管理・利用するとなれば、その中の個人情報及び個人に関わる情報の活用方法は、一般国民にとって脅威に感ずるのは当然のことであり、その活用方法として、ストリートビューのように、何の事前の連絡もなく、突如自宅や自動車が映し出されるやり方を採られれば、その脅威は益々強くなる。

ストリートビューの風景画像に関するプライバシー権や肖像権の侵害に対する懸念もさることながら、Google のビジネスの方針とも言うべきオプト・アウト方式に沿った訴訟リスクをとりながらもビジネスを展開していくやり方に疑問を感じる人も多いに違いない。プライバシー権に関する法整備には、オプト・アウト方式に一定の制限をかけることも必要ではなからうか。具体的な立法政策的な検証については、紙幅の関係上、別の機会に譲りたい。

- (1) http://maps.google.co.jp/maps?utm_source=ja-wh
- (2) 2008年10月9日、東京都町田市議会で賛成多数で採択し、政府や関係機関に提出した。
- (3) 東京都杉並区は、2008年8月と11月に、Google 社にプライバシーへの配慮と画像削除対応を申し入れた。また、区民向けの広報紙や区のホームページで

Google 社にストリートビューの画像の削除をネットで申請する方法を紹介している。

- (4) 平成20年11月13日衆議院総務委員会議事録（第4号）(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)。
- (5) 2008年9月29日、Google の報道関係者向けの会において、法務担当 Vice President が Google のプライバシー権に対する考え方について説明した。
- (6) 高田寛『Web2.0インターネット法』（文真堂、2007年）18頁。
- (7) Internet Watch (<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/30/195877.html>, 2007.05.30.)
- (8) Internet Watch (<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/08/05/20489.html>, 2008.08.05.)
- (9) Google Lat Long Blog
(<http://google-latlong.blogspot.com/2008/08/more-streets-in-more-places.html>)
- (10) Internet Watch
(<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/30/15877.html>, 2007.05.30.)
- (11) Internet Watch
(<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/08/05/20479.html>)；ストリートビューの技術は、Google が最初ではなく、数年前からあった技術であると言われている。例えば、Quick Time RV という360度パノラマを実現する技術があった (http://clockmaker.jp/blog/2008/08/google_street_view/)。
- (12) <http://google.co.jp/help/maps/streetview/>
- (13) http://maps.google.co.jp/maps?utm_source=ja-wh
- (14) 城所岩生「検索エンジンと米国著作権法」国際商事法務 Vol.35, No.8 (2007) 1086頁；もともとは、ユーザーの許諾無く一方的に広告メールを送りつけたりする方法を言うが、著作権者の事前の許諾を得ずに行う複製等の行為も総称している。厳密に言えば、違法行為にあたることが多い。
- (15) EU がこれらの画像の公開はプライバシー侵害だと判断したことを受けて、Google では今年に入ってからは「Street View」の中に写りこんでいる個人の顔の部分だけを「ぼかし」を入れるなどの処置を講じていた (<http://www.tech-nobahn.com/cgi-bin/news/read2?f=200808051827>)。
- (16) 佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務』（弘文堂、2006年）2頁。

- (17) Warren and Brandeis, *THE RIGHT TO PRIVACY*, 4 Harvard L. Rev. 193 (1890).
- (18) 佃・前掲注(16) 7～8頁; 佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護」法学協会雑誌101巻9号101頁。
- (19) 佐藤幸治「情報化社会の進展と現代立憲主義—プライバシー権を中心に—」ジュリスト707号16～23頁。
- (20) 佃・前掲注(16) 3頁。
- (21) 佃・前掲注(16) 13～14頁。
- (22) 大家重夫『肖像権』(新日本法規、1979年) 1頁; 最大判昭44年12月24日。
- (23) 東京地判平成16年7月14日。
- (24) 最判平17年11月10日。佃・前掲注(16) 195頁。
- (25) 東京地判平元年6月23日、東京地判平2年5月22日、東京地判平5年5月25日、東京地判平12年10月27日、東京地判平14年5月28日、東京地判平15年7月31日、東京地判平16年11月10日など。
- (26) 前掲注(16) 196頁; 大家・前掲注(22) 2頁。
- (27) 東京地判昭52年3月17日。東京高判昭53年9月28日。
- (28) 高知地判昭59年10月29日。
- (29) IT Media News, (<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0810/10/news106.html>)
- (30) <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/10/10/21144.html>
- (31) あるピッツバーグのカップルは、4月にプライベートなドライブに出かけた時、写真を撮られてしまったとしてGoogleを訴えたが、米国では公道からの写真撮影は法的に認められている。
- (32) Internet Watch
(<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/09/29/20988.html>, 2008.09.29);
IT Media News (<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0809/29/news080.html>)
- (33) パネルディスカッションは、河村真紀子氏(主婦連合会)、壇俊光氏(弁護士)、山田健太氏(専修大学准教授)、八田真行氏(OpenTechPress主筆)が参加、モデレーターは中川譲氏(多摩大学情報社会学研究所研究員)。
- (34) IT Media News
(http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0808/28/news032_2.html)

- (35) 特集ワイド：グーグル「ストリートビュー」「町並みくっきり」の功罪（上）
（<http://mainichi.jp/life/electronics/news/20081008mog00m300021000c.html>）
- (36) Nikkei BP Net ビジネスマンの問題意識（仕事・社会）
（http://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/enquete/080922quick_google/）
- (37) 佃・前掲注（16）14頁；佐藤幸治「第13条個人の尊重・幸福追求権」『注釈日本国憲 法上巻』（青林書院新社、1984年）295頁。
- (38) <http://google-streetview.seesaa.net/article/104263575.html>
- (39) ペンシルベニア州西部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。最終的には、2009年2月17日、同裁判所は訴訟の正当性を決めず訴えを棄却した。
（<http://japan.cnet.com/marketing/story/0,3800080523,20370880,00.htm>）。
- (40) The Smoking Gun
（<http://www.thesmokinggun.com/archive/years/2008/0404081google1.html>）
- (41) <http://www.technobahn.com/cgi-bin/news/read2?f=200808051827>
- (42) <http://japan.cnet.com/marketing/story/0,3800080523,20370880,00.htm>;
<http://www.thesmokinggun.com/archive/years/2008/0404081google1.html>
- (43) Reuters “EU says Google map images could be a problem”
（<http://www.reuters.com/article/internetNews/idUSL1593011920080515>）
- (44) http://news.cnet.com/8301-10784_3-9944973-7.html（2008.05.15）
- (45) Office of Privacy Comissioner of Canada
（http://www.privcom.gc.ca/legislation/02_06_01_e.asp）。2004年1月1日に発効された。
- (46) <http://mainichi.jp/life/electronics/news/20081008mog00m300021000c.html>
- (47) IT Media News, (<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0810/10/news106.html>)
- (48) 名和小太郎「オプト・アウト対オプト・イン」情報管理 Vol.51, No.2（2008）145頁。なお、個人情報保護法23条はオプト・アウト方式を採用している。
- (49) IT Media News
（http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0808/28/news032_2.html）